

令和3年7月12日

並行在来線関係道県協議会による中央要請の実施について

並行在来線関係道県協議会による中央要請を下記により実施しましたのでお知らせします。

記

1. 要請日時：令和3年7月12日（月）14時00分
2. 要請者：長崎県副知事 平田 研（事務局県）
3. 要請先：国土交通省 鉄道局 官房審議官 石原 大 氏
4. 要請内容：別添要請書のとおり
5. 要請方法：オンライン会議システムにより実施

6. 並行在来線関係道県協議会について

並行在来線に関わる12道県で組織され、連携して並行在来線対策に取り組むことを目的としており、例年合同で国等の関係機関に対する要請活動を行っている。

なお、今年度の要請については、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、事務局県が代表してオンライン会議システムにより行った。

構成：北海道、青森県、岩手県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、佐賀県、長崎県（R3年度事務局）、熊本県、鹿児島県

【お問い合わせ先】

石川県企画振興部新幹線・交通対策監室
並行在来線対策課
担 当 笹本、廣瀬（3715）
電 話 076-225-1398

要請書

並行在来線への財政支援等について

令和3年7月

並行在来線関係道県協議会

北海道・青森県・岩手県・新潟県・富山県・石川県
福井県・長野県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県

並行在来線への財政支援等について

整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離された各地の並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な交通手段であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っており、国民経済全体を支える極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、各地の並行在来線は、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状況となっているほか、鉄道施設・設備の老朽化や安全運行に欠かせない人員の確保といった課題があり、鉄道の維持・存続が強く危惧されています。

地方自治体も、並行在来線に対し、初期投資等に多額の負担を行うとともに、鉄道施設の更新修繕等に対しても、相当額の支援を行っておりますが、今後、鉄道施設・設備の老朽化による多大な設備投資が見込まれる中、更なる安定経営に向けた仕組みづくりが必要です。

さらに、昨年来の新型コロナウイルスの影響により、各並行在来線においては、利用者が大幅に減少する中、公共交通機関として、運行ダイヤを維持しておりますが、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような状況を踏まえ、国においては、各地の並行在来線が経営分離等後も将来にわたり安定的に維持・存続が図られるよう引き続き次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルスの影響に対する支援

新型コロナウイルスの影響により大幅な減収を余儀なくされている各地の並行在来線が十分な感染拡大防止対策を講じ、事業を継続することができるよう、輸送力の維持や衛生対策に係る支援措置を継続・拡充すること。

2 北陸新幹線金沢・敦賀間の工期遅延に伴う並行在来線の影響軽減

北陸新幹線金沢・敦賀間の工期遅延によって発生する並行在来線の追加経費が、経営に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って適切な支援措置を講ずること。

3 並行在来線維持・存続のための財源確保や新たな仕組みの検討

- (1) 並行在来線維持・存続のため、これまでの枠組みの再検証・見直しを行い、JRからの協力・支援のあり方や、並行在来線の赤字解消相当分も含まれている貸付料の活用や令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しへの対応など幅広い観点からの財源確保の方策も含め、法制化の可能性も視野に入れ、新たな仕組みを早急に検討し、構築すること。

- (2) 貨物調整金制度については、自然災害等による鉄道ネットワークの分断が、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼし、並行在来線各社における線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことや、貨物鉄道の運行のみに使用する設備に係る線路使用料の算定方法が運行実態に即していない区間があることに加え、設備投資の一時的な資金負担が過大となる点を踏まえ、並行在来線の安定的な運営を支える仕組みとなるよう配慮すること。

4 鉄道資産の譲渡に係るJRとの交渉への支援等

JRから譲渡される鉄道資産について、無償譲渡またはJRの簿価ではなく収益性に基づいた価格設定のルール化や鉄道資産の譲渡等に関するJRとの交渉への支援を行うこと。

5 安全かつ安定的な運行のための設備投資等に対する支援制度の拡充や予算確保等

- (1) 並行在来線の安全かつ安定的な運行のため、経営分離等された後に必要となる多大な設備投資等に対する支援制度を拡充するとともに、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に係る十分な予算枠を確保すること。

特に、鉄道事業者の経営や安全輸送の確保に多大な影響を与える「車両更新」、「車両検査」等車両の維持については、特段の配慮を行うこと。

- (2) 安全輸送のために不可欠な要員の確保に関して、JR各社に対して人的支援等の協力・支援体制の維持・拡充を働きかけること。
(3) 西九州新幹線開業に伴い上下分離されるJR長崎本線（肥前山口～諫早）についても、並行在来線鉄道と同様の支援措置を講じること。

6 税制特例措置の拡充

新たに整備・取得した鉄道資産を税制特例措置の対象に加え、JR二島特例並みに拡充すること。

7 利便性の維持・確保に向けた取組への支援制度の創設等

- (1) 並行在来線からJR路線等を乗り継いで利用する広域利用者の利便性確保のための増便や、駅でのJR切符券売機の設置などへの支援制度を創設すること。
(2) 並行在来線とJR路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導すること。

8 赤字補填等の財政支援制度の創設及び拡充

経営維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度を創設・拡充するとともに、地元負担に係る所要の地方財政措置を講じること。

9 災害からの早期復旧を図るための国による全面的な財政措置等

鉄道軌道災害復旧事業費補助制度の災害認定要件を緩和し、国庫補助率を大幅に引き上げるほか、運営会社等の維持のための補填制度を創設す

るとともに、地方負担に係る所要の地方財政措置を講じること。

10 利用環境整備に対する支援制度の拡充

鉄道の利用促進や、コロナ収束後のインバウンド需要の取り込みに向けた、バリアフリー化や多言語対応、公衆無線 LAN 整備、トイレ洋式化などの利用環境の整備に対する支援制度を拡充するとともに、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等に係る十分な予算枠を確保すること。

令和3年7月

並行在来線関係道県協議会

| | | |
|--------|----|----|
| 北海道知事 | 鈴木 | 直道 |
| 青森県知事 | 三村 | 申吾 |
| 岩手県知事 | 達増 | 拓也 |
| 新潟県知事 | 花角 | 英世 |
| 富山県知事 | 新田 | 八朗 |
| 石川県知事 | 谷本 | 正憲 |
| 福井県知事 | 杉本 | 達治 |
| 長野県知事 | 阿部 | 守一 |
| 佐賀県知事 | 山口 | 祥義 |
| 長崎県知事 | 中村 | 法道 |
| 熊本県知事 | 蒲島 | 郁夫 |
| 鹿児島県知事 | 塩田 | 康一 |